

第124回 滋賀県森林審議会

日 時：令和元年7月2日（火）

9：30～10：24

場 所：滋賀県大津合同庁舎 7-D会議室

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 琵琶湖森林づくり基本計画の進行管理と点検評価について

(2) 琵琶湖森林づくり基本計画の方向性等について

4 閉会

〔9時30分 開会〕

1 開会

○司会：本日の審議会は、委員数15名、出席委員12名で、森林審議会運営要領第2条第4項の規定により会議は成立。

2 あいさつ

○琵琶湖環境部次長：今年は琵琶湖の北湖の水深90メートルの地点において、例年2月に見られている表層から底層までの水温や溶存酸素が均一化する全層循環が、確認されなかったという現象が起きている。これについて、夏以降の気温が例年より高かったことがその要因であると考えられている。

森林については近年多発する豪雨や台風などの気象状況を踏まえると、土砂災害の防止、水源涵養等といった多面的機能の重要性が今後ますます高まってくるものとする。

昨年度はこの審議会において、頻発する気象災害による風倒木、流木など、顕在化する課題への対応、あるいは本年4月から施行された森林経営管理法に基づく施策、さらに、森林・林業・農山村の一体的な振興を図る「やまの健康」の取り組みなどを推進するため、現行の琵琶湖森林づくり基本計画の改定について非常に熱心に御議論をいただいた。

本年度は、琵琶湖森林づくり条例の改正や来年度終期を迎える琵琶湖森林づくり基本計画の次期計画について御議論賜りたいと考えている。

県の森林・林業関係の組織については、令和3年度に開催予定の第72回全国植樹祭の開催準備のため全国植樹祭推進室を設置、「やまの健康」を推進するため、森林政策課にやまの健康推進係を設置した。

本日の議題は、次の2点である

1点目は琵琶湖森林づくり基本計画の進行管理と点検評価について。

2点目は琵琶湖森林づくり基本計画の方向性等について。

委員の皆様方には、率直な御意見、活発な御議論をお願いしたい。

○司会：〈令和元年度の県担当職員の交代に伴う新体制の紹介を行う〉

議長は、運営要領第3条に従い会長にお願いしたい。

○議長：「滋賀県森林審議会の公開の取り扱い方針」に基づいて当議会は公開とし、公開の方法は、会議の傍聴と議事録の公表により行う。

### 3 議事

○議長：議題は2点。

- ・琵琶湖森林づくり基本計画の進行管理と点検評価
- ・琵琶湖森林づくり基本計画の方向性等について

#### (1) 琵琶湖森林づくり基本計画の進行管理と点検評価について

○事務局：〈資料に基づき琵琶湖森林づくり基本計画の進行管理と点検評価について説明〉

○議長：事務局からの説明および資料に関して委員から質問、意見を求める。

○委員：資料1-2の「環境に配慮した森林づくり推進プロジェクト」の1-2について、境界の明確化が進まないと、一般の山林での木材生産量も増えない。目標の最終年度であるため、来年度特に力を入れて推進していただきたい。

滋賀県内のびわこ材の年間木材の取扱量について、5万5,000m<sup>3</sup>という数字が出てB評価になっているが、滋賀県内の木材需要が増えている実感が湧かない。数字が増えている業種もあると思うが、一般利用者が増えていない状況。県には地元で木材消費が増えるような政策に力を入れて進めていただきたい。

○事務局：資料1-2あるように県内で需要が伸びていないのが現状。

複数業者の水平連携や木材量の確保等によるコスト削減を考慮しており、木材利用がさらに図られるように検討している。

境界明確化について、今年度から森林経営管理法が施行され、それに基づき森林整備協議会を設立した。市町、森林組合が構成メンバーになっており、市町、森林組合と一体となって境界明確化に取り組んでいく。

#### (2) 琵琶湖森林づくり基本計画の方向性等について

○事務局：〈資料に基づき琵琶湖森林づくり基本計画の方向性等について説明〉

○議長：事務局からの説明および資料に関して委員から質問、意見を求める。

○委員：資料1、資料2について結果を出すために必要なのは、森林所有者の境界を明確にすることではないか。

資料１－３、資料１－２の境界明確化や除間伐等の施業をした森林の面積、資料１－２、１－３全てが、目標に達していない中で考えられる要因として、地域の中で境界が決められないことが、一番大きな足かせになっているのではないかと。

資料２の今後の方向性について、計画を目標通り実行するならば境界確定をもっと推進すべきである。森林経営管理法ができたからそれで一気に進むということではない。全国各地でもやられている地籍調査に取り組むべきではないか。滋賀県で横の連携を密にとり、地籍調査を進めることで琵琶湖森林づくり基本計画の進捗が早くなるのではないかと。

○事務局：地籍調査は国交省の所管になっており、県下でも余り進んでいないのが実情。境界明確化と地籍調査との違いは、地籍調査は完全に境界を決めるが、境界明確化は、施業界を決める点である。地籍調査を行うのがベストだが、境界明確化であれば施業の分かれ目で決めている。御指摘の通り組織的な境界明確化の推進を取り入れながら、境界明確化を進めていきたい。

○委員：施業の境界と地籍の境界を曖昧にすると、補償問題や賠償問題が発生するので、はっきり分けたほうがよい。管轄は国交省ということだが、横の連携は図れないのか。

○事務局：各市町で国土調査、いわゆる地籍調査をそれぞれ申請しながら行っている。滋賀県全体で地籍調査の進捗はH30年末時点で13.7%。山に至ってはごく一部の地域しかできていない。地籍調査は固定資産税や個人の財産の管理を行う部分で、行政が市街地から進めているのが現状。山には予算も人的なものも含めて実施できていないのが実情。しかし、森林整備が進まないのも問題がある。山の境界をご存知の方が地域にいらっしゃるうちに、境界明確化を進めていかなければいけない。

境界明確化は森林組合が施業を中心に行っていたが、昨年５月に森林経営管理法が制定されてから、市町が中心となって放置林対策を進めることになった。税務に関する個人財産の情報を、森林の情報として市の中で調整をしながら開示できないかという取り組みを進めている。

市町が、その地域の個人情報把握を把握する中心として取り組むようになったことが大きく進展した点である。市町によって進捗に差はあるが、滋賀県として森林情報アドバイザーを設置し、森林整備協議会の中で境界明確化をできるだけレベルをそろえて進めていけるような支援をしていきたい。

各市町における技術的な情報交換や行いながら、最終的に手入れが進んでいない森林

の整備を進めることが目的である。市町と滋賀県に加え、森林組合も森林整備協議会に関わっていただきながら進めていきたい。

○議長：ほかに意見はないか求める。

○委員：ようやく集落単位で地籍調査を行えるようになったばかり。集落全てで調査を行うと、20年ぐらいかかるのではないか。そのような状況で森林まで地籍調査は届かない。しかしながら、境界明確化は何集落かで現在取り組んでいる。

それ以上に滋賀県の山林は拡大造林以降60年経っており「成熟しつつある森林・山林」をどう資源循環させていくかが大きな課題である。県には、資源循環や6次産業化をいかに滋賀県内で行うか、という点について取り組んでいただきたい。私たち市町も一生懸命取り組むので、県が大きな声を挙げて木材の6次産業化を図る取り組みを、この10年間でやっていただかないと、市町の林業に未来はない。

大事な10年になるので、県と市町、森林関係組織が一体となって滋賀県内で木材を利用する取り組みを進めていく必要がある。

○議長：ほかに意見はないか求める。

○事務局：この10年は非常に重要な期間だと考えている。木材加工に関して製材業者が減ってきており、産業自体が成り立ちにくい状況になってきている。それぞれの点で動くのではなく、市町と協調しながら点をつないだ線にして、県という1つの面という形で取り組みたいと思っている。ぜひ、御協力をお願いしたい。

○議長：次回の審議会について、事務局から説明をお願いします。

○司会：〈次回以降の森林審議会について説明〉

○議長：事務局においては、委員の意見を踏まえて今後の作業継続を願う。

以上で本日の審議を終了する。

#### 4 閉会

○司会：以上をもって、第124回森林審議会を終了する。

[10時24分 閉会]